

第五條乃至第二十七條に於て出島に於ける從來局限的貿易規則を幾分緩和し、内第二十條に於て免許を受けたる日本人に限り出島に往來し得べきを定め、最後に長崎に於て批准書の交換を爲すべきことを規定し、其の内容は殆ど全部九月三十日調印の假條約と等しく只本條約に於ては假條約第十二條に出島に於て和蘭人は家屋倉庫を買入れ、地所を借入れ其の行政は和蘭官吏の支配を受くべしとあつた規定を削除して居る。

蓋し前記第二條、第三條に於て本邦は各國との條約中始めて和蘭に對し片務的に領事裁判權の附與を規定したのは注意を要する。尤も右本條約第二條及第三條は安政二年九月三十日調印の日蘭假條約第二條及第三條の規定を其の儘襲踏せるものであるが、之を規定するに當り幕府當局としては日露條約の場合と等しく屬人主權的基礎の下に在留外國人は各々其の本國法により處斷せられることを至當と考へ何等の異議なく承諾せるものと認められるのである。又露西亞との條約の如く之を雙務的に規定しなかつたのは和蘭等の外國に日本人の在留するものなく、又之が保護の爲め日本官吏を送るが如きは日本人の海外に赴くことを好まなかつた當時に於ては思ひ及ばなかつたこととなるべく、從て曩に嘉永六年米國全權ペリーと條約交渉の際入手した一八二二年の米佛條約及一八三一年の米露條約中の諸條項が總て双務的になつて居るに付ても何等注意を惹かなかつたものと思はれる。尙本條約第二十八條の規定に基き安政四年八月二十九日（一八五七年十月十六日）批准書交換せられたが、同條末段の規定により調印後直ちに實施せられ同時に安政二年九月三十日調印の日蘭假條約は其の效力を失ふた。

第三節 安政諸條約の締結顛末

第一款 米國との下田・江戸兩條約

ハリス來邦 嘉永七年（安政元年）三月三日日米間調印の神奈川條約は安政二年五月五日批准書交換せられ實施を見るに至つたが、第十四期米國大統領フランクリン・ピアース（民主黨出身）Franklin Pierce は安政二年六月二十二日（一八五五年八月四日）付を以てタウンセンド・ハリス Townsend Harris を初代の駐日外交代表兼總領事に任じた。

ハリスは米國軍艦サン・ゼシント號 San Jacinto に搭乗安政三年七月二十一日下田に上陸八月五日同地、玉泉寺に於て始めて北米合衆國總領事館を開設した。右米國領事館の設置に關し神奈川條約第十一條邦文によれば、日本政府に於て必要と思考する時期迄之れを延期し得べきものであつたから、日本政府は邦文を楯として任置を拒否しようとしたが、右英文によれば米國政府は其の欲する時期に領事館を設置し得べきこととなつて居たので幕府は止むなく八月二十四日ハリス總領事の下田駐在を承認し、九月七日其の旨京都朝廷に奏聞した。

前記ペリー提督が締結した神奈川條約に於ては米國政府の當初の希望と異り、米國人は日本に於て通商の自由を有しないものであつた。されば米國に於ても之に對し非難があつた。依てハリス總領事は右通商自由少くとも個人商取引の自由を包含した通商航海條約を日本との間に締結する訓令を受けて居た。ハリスは曩に一八五六年五月二十九日（安政三年）バンコックに於てハリス自身が米國代表として調印した米暹通商航海條約を蘭譯文と共に堀田外國事務宰相に提出した。然るに右通商の自由を原則とする修好通商條約の締結は幕府從來の仕來りを根本的に變更するもので容易に承諾し得べきところでなかつた。依てハリスは先づ本邦が既に英國、露西亞及和蘭に對し神奈川條約の規定以上に許したものを米國にも許すべき趣旨で新條約を締結するの同意を得、茲に安政四年五月二十六日（一八五七年六月十七日）下田に於て「日本國米利堅合衆國條約」なるものが本邦側全權下田奉行井上信濃守（清直）及び中村出羽守（時萬）と米國側全權總領事タウンセント・ハリスとの間に調印せられた。所謂下田假條約である。

下田假條約 本假條約は第一條乃至第九條より成り、先づ其の前文には「帝國日本に於て亞米利加合衆國人民の交を猶處置せん爲（For the purpose of further regulating the intercourse of American citizens within the Empire of Japan.）本規定を約定す」と記し、

第一條に於ては長崎を米國船の爲め開き米國船は船舶の修復及必要品の供給を受け得ることを、

第二條に於て既に開港したる下田、箱館兩港に於て米國船は必要品の供給を日本人より満足に得ざるに付兩港に右必要品供給の目的を以て米國人を永住せしめ、又箱館港には副領事を任命し得ること、尤も本條規定は安政五年六月中旬（一八五八年七月四日）より實施すべきことを、

第三條に於て米國金銀貨幣は同量の日本金銀貨幣と自由に交換し得ること但し鑄造費として六分を減額すること

を、
第四條として安政二年日蘭條約第二條及第三條に準じ「日本人亞米利加人に對し法を犯す時は日本の法度を以て日本司人罰し亞米利加人日本人へ對し法を犯す時は亞米利加の法度を以てコンシユル、ゼネラル或はコンシユル（共に官名）罰すへし」と規定し、

第五條に於て米國船破損修繕の爲め又は必要品購入の爲めの必要な仕拂は金銀を以てすべきも金銀なき場合は物品を以て辨じ得べきことを、

第六條に於て米國總領事は用務の爲め下田より七里以外内地に出向き得べきも難船等切迫の場合の外右權利を行はざるべきことを、

第七條に於て米國總領事は又は館員に限り日本商人より品物を直買すること其の支拂ひには金銀のみ使用し得ることを、

第八條に於て條約正文の解釋は蘭譯文によるべきことを、

第九條に於て本條約第二條以外は調印の時より直ちに實施すべきことを約した。

即ち本條約第四條に於て幕府當局は始めて片務的領事裁判權の許與といふ重大な規定を挿入したが右は前にも説明せる如く領事館員又は米國船舶への必要品供給の爲め開港に居住する小數の米國人に關係する事項なるが故に我當局に於ては差したる規定とは思ひ及ばなかつたものなるべく、其の重視したところは寧ろ第二條及第五條乃至第七條の規定に存し、開港及日本商人と米國人との間の取引を出來得る丈け制限禁止せんとする點であつたのである。本條約は右開港數及貿易の制限の爲めには成功したから其の調印に關し後の安政五年の江戸條約に於けるが如き大きな反對は國內に起らなかつた。又本條約は暫行的のものであるから批准規定もなく安政五年の條約發效と同時に其の效力を失ふた。

斯くてハリス總領事は安政三年八月下田に米國領事館を始めて開館し、同四年五月下田に於て假條約を調印したのみで隱忍時機の到來を待つて居た。又幕府に於ても諸外國との通交の開始止むを得ざるに至る情勢なるに鑑み既に安政三年十月十日老中堀田正睦に對し「近來外國之事情も有之此上貿易之儀御差許可相成儀も可有之候に付、外國事務取扱被仰付候」との辭令を渡し、同二十日正睦以下若年寄本多忠徳、勘定奉行川路聖謨、水野忠徳、目付岩瀬忠震、大久保忠寛等の幕吏中の逸才を擧げて、外國貿易取調掛と爲し、貿易開始に關する措置の調査を命じた。

下田假條約の改訂交渉 然るに恰も安政三年九月廣東に於てアロー號 Arrow 事件起り、之が爲め英佛聯合軍は廣東を砲撃し、同四年十二月之を陥れ、進んで北上北京に迫らんとする形勢を示した。而も右英佛兩國が清國に對し戰爭を開いた原因といふのは英佛等が主張する外交使節の首都駐劄及官憲の干渉なき個人の取引の自由を清國政府が聽

かなかつたのに在る次第なので、ハリス總領事は條約改訂の好機來れりとなし安政四年八月四日下田奉行に向つて江

戸に出府方許可を要求した。幕府に於ては出来得る丈けハリス總領事の上府を延期せしめんことを欲したが、七月二十日米國軍艦ボーツマス Portsmouth が下田に入港し、ハリスは之に搭乘して恣に上府せんとする虞さへあつた爲め終に九月下旬ハリス上府のことを許容するに至つた。抑々外國使臣の上府、將軍謁見は和蘭甲比丹の上府を除いては二百年來曾て無い事なので將軍よりの諮問に對し水戸、尾張兩親藩主を始め溜問詰諸侯は悉く其の不可なることを上申したが、幕府は世界の形勢止むを得ないものとし、八月十四日「寛永以前英人等を屢々引見した先蹤を趁ひ、萬國普通の常規に従ひ米國官吏を上府登城せしめる」旨公布するに至つた。斯くてハリス米國外交代表は十月二十一日（一八五七年十一月七日）に江戸城に登つて初めて將軍家定に第十四期米國大統領フランクリン・ピアースよりの國書を捧呈し進んで十一月二十五日以後數回老中筆頭堀田正睦以下幕府當局に面會し條約改訂の必要を説示した。即ち通商開始は日本に採り大なる利益あること、日本が此の際好意を有する米國との間に有利な條約に調印し既成事實として英佛をして之に倣はしめるの策を採らない場合には英佛は日本に對し武力を以て支那に採つたと同様日本に不利なる條約の調印を強制すべきこと、日本が米國と改訂すべき新條約中には若し英佛にして武力を以て日本に對し無理な要求を爲さんとするが如き場合を慮り米國に於て居中調停の勞を採り得べき趣旨の條項を挿入すべきこと、米國は歐洲列國と異り日本に對し毫も領土的野心を有しないこと等早急米國と改正條約の調印を行ふことが時宜に適したものであることを諄々として説明した。

加之常に本邦に對し好意を有するものとして幕府當局より信用を受けて居る和蘭も亦、通商を拒むなら各國を悉く敵とせねばならぬこと、又戰敗れて國を開くは支那及墨士哥の例なること等を述べ、米國との間に早急條約調印の可なることを慫慂した。

幕府に於ては世界の情勢上條約改訂の交渉を爲すこと止むを得ないものと認め十二月三日下田奉行井上清直、目付

岩瀬忠震を本邦側代表に任命し米國全權ハリスと審書調所に於て會合せしめた。右會合は十二月十一日より翌安政五年正月十二日迄十三回に及びハリスより提出の改訂條約案十六ヶ條及附屬貿易章程案を基礎とし審議を了した。右兩國全權の議了せる案は米國側提議の如く

一、米國外交代表の江戸駐割を認むること。

二、神奈川、長崎、箱館以外の開港を認むること。

三、神奈川條約及下田條約と異なり完全なる通商自由即ち所謂「勝手貿易」を承認することの三點にあつた。

而して右様外交代表の駐割、開港の増加、通商の自由を包含する修好通商航海條約を調印することは止むを得ないとするも國內に於ける攘夷鎖國の強盛に鑑み、其の調印する以前に豫め勅許を得置くことが必要であると認めた。即ち我方全權は安政五年正月十二日の會議に於てハリスは英佛が武力を以て迫る場合日本が英佛との間に米國に先ち通商條約を締結することを恐れたが我は假令英佛等が「幾艘の軍艦等を以て相迫り候とも、京都奏聞不相濟以前に、調印可相成謂無之候」と述べ、ハリスも「御尤之儀に奉存候」と了承した。

勅許奉請 依て幕府當局に於ては安政五年正月五日調印の準備を完成した後暫時ハリスに條約調印延期を乞ひ老中筆頭堀田正睦を京都に上らせしむることとした。京都朝廷側に於ては、既に安政元年四月幕府が神奈川條約に調印した頭末を奏聞した際深く之を憂慮せられ「武備不充分的爲め餘儀なく平穩の措置に出でたるは止むを得ずとするも今後嚴に武備を備へ、神洲に瑕瑾となることなき様措置すべき」を命ぜられたが、今回堀田老中が内示した條約案中長崎、函館等僻遠の地に於ては兎に角他の場所殊に兵庫、大阪の如き近畿禁域に近き地に外國船の往來及外國人の居住通商を許すことに付強硬な反對があつた。反對の急先鋒は左大臣近衛忠熙、内大臣三條實萬、侍從岩倉具視等の公卿であつて之に對し水戸、名古屋の兩親藩を始め毛利、島津等西國の雄藩響應して居た。其の間に立ち關白九條尚忠は

公武の間に立ち周旋大に努めたが、孝明天皇之れを嘉納あらせられなかつた。二月二十三日武家傳奏東坊城聰長等より正陸に對し「將軍に於て更に三家以下諸大名と審議を加ふべし」との教旨を宣示せられた。正陸は九條關白等と協力の上青蓮院宮及反對公卿等を抑壓して勅許方努力を重ねたが終に效を奏せず三月十一日小御所に於て天皇出御の上近衛忠熙より正陸に對し左の朝旨を授けられた。

墨夷之事、神州之大患、國家之安危に係り、誠不容易、奉_レ始_二神宮_一、御代々へ被_レ爲_二對_一、恐多被_二思召_一、東照宮已來之良法を變革之儀は、闔國人心之歸向にも相拘、永世安全難_レ量、深被_レ惱_二叡慮_一候。尤往年下田開港之條約不容易之上、今度條約之趣にては、御國威難_レ立被_二思召_一候。且諸臣群儀にも、今度之條約殊に御國體に拘り、後患難測之由言上候。猶三家已下諸大名へも被_二下_一台命、兩應衆議之上、可有_二言上_一被_二仰出_一候事。

斯くて四月六日堀田正陸は勅許を得ずして空しく歸東した。

井伊大老就任 扱て堀田老中歸府後僅三日の四月二十三日突如として井伊直弼大老に就任のことが發表せられた。井伊大老は將軍家定の繼嗣として紀州家より慶福（家茂）を迎へることに幕府の内部をして決せしめ、又勅旨に基き一應諸大名の意見を徴したが、水戸及京都朝廷側の同情ある一橋家の慶喜を排した爲に慶喜擁立派が條約締結に對し強硬に反對し、

- (一) 開港を五畿内近くに設けざること
 - (二) 公使の駐割を禁ずること
 - (三) 開港場外の旅行を禁止すること
 - (四) 國民との直接貿易及教會堂の設置を禁止すること
- 等の修正を加ふるか、

(四) 又は止むを得ざれば條約期間を十年か十五年に限定すべしとの意見を述べたに對し、直弼は英佛聯合軍の大舉して日本に來るの恐ある此の際日米條約の調印は猶豫の時機でないと認め、前記有力諸侯中より「調印も亦止むを得ず」との答申あつたのを楯に採り、「戦端を開くべし」とする者は見當らなかつたと爲して勅許を得べき工作を企圖したのである。

他方ハリスに對しては種々交渉の上一旦彼我全權の間に決定して居た五月二日の調印期を七月二十七日迄延期することとし、其の代りに我に於ては日米條約調印後三十日を經過しなければ他の何れの國とも改訂條約に調印しないことを約する老中連署の覺書を手交し、更に特に將軍より米國大統領宛調印延期を辨明した親書を交付するに至つた。

然るに一旦下田に歸り經過を待つて居たハリスは六月十三日下田に入港した米國軍艦ミシシッピーより清國と英佛兩國との葛藤は聯合軍の大捷に歸し一八五八年五月二十日（安政五年四月八日）太沽砲臺陥り天津の占領となり清國は屈して一八五八年六月二十六日（安政五年五月十六日）の天津條約を締結したことを聞き、若し猶豫すれば日本との條約締結を英國に先んぜられることを恐れ最早一日も猶豫ならずとして同じく六月十七日下田入港米國軍艦ポーハタンに坐乗再び小柴沖に乘入れ本邦側全權委員に事態の急迫を告げた。即ち若し此の際日本に於て米國との間に條約を締結しなければ英佛聯合艦隊は餘威を以て大學日本に來つて清國同様の條約に調印を迫るべきにより有利な米國との條約を即急調印するの必要なことを切言した。井上、岩瀬兩全權は右通告に接し急遽歸府して六月十九日登營至急米國全權との間に條約に調印し、英佛等との交渉に付ては右米國との條約の下に於て米國の居下調停に依頼することの有利なことを建言した。

依て終に井伊大老は勅許を俟つの違なく止むなく本邦側兩全權に命じて六月十九日（一八五八年七月二十九日）米國軍艦ポーハタン艦上に於てハリスとの間に改訂條約を調印せしめるに至つた。是れ所謂日本國米利堅合衆國修好通

商條約であつて我に於ては江戸調印の安政假條約と稱し居るものである。

井伊大老は斯く一旦京都朝廷の不同意を冒して安政假條約に調印するや、内政に關し以前にも増して強硬なる方針を採るに決心した。即ち條約調印の頗末を朝廷に奏上するにも單に六月二十一日堀田正睦以下五老中連署の所謂宿權奉書により止むを得ぬ事情で調印した旨を奏し、別書にて若し機宜を失へば英佛兩國の軍艦が渡來して隣國の覆轍を踐む虞がある次第なので勅許を踐まず臨機の處置に出でた旨を辨疏奏聞したに止り、何等事情説明の爲老中を西上せしむる等の措置を採らなかつた。此の不遜なる態度に畏くも 孝明天皇の宸怒あらせ給ふたこと固よりである。井伊は更に進んで條約調印の勅許を得られなかつた責任者として老中堀田正睦を辭め、又條約調印に反對である一橋慶喜、水戸齊昭、慶篤父子、尾州慶恕、越前慶永等に對しては將軍より夫々謹慎又は隠居を命じた。之等の處分は表面條約問題に籍口して居るが其の顔振から見ても將軍より夫々謹慎又は隠居を命じた。又京都に於ける近衛公以下強硬派公卿の背後に在る勤王攘夷黨を彈壓する爲め所謂安政の大獄を起すに至つた。

安政假條約 安政五年六月十九日米國外交代表ハリスが率先して調印した所謂安政假條約の内容は本條約第一條乃至第十四條より成り別に「日本の開きたる港々に於て亞米利加商民貿易の章程」なるもの七則を附して居る。

先づ其の前文に於て「大日本大君と亞米利加合衆國大統領と親睦の意を堅くし且永續せしめんか爲に兩國の人民貿易を通する事を處置し、其交際の厚からんことを欲するか爲に、懇親及び貿易の條約を取結ぶ事を決し」云々と記し、次に

第一條に於ては向後日本大君と亞米利加合衆國と永久の親睦あるべきこと及日本政府は華盛頓に外交代表者を任命し、又米國の各港に領事官を駐在せしめ是等外交官及領事官は其の職務執行の爲め合衆國內を隨意に旅行すべきこと、並に米國大統領は江戸に外交代表者を任命し又本條約所載米國人の貿易の爲め開きたる日本の各港に領事官を駐

在せしめ得べく、是等外交官又は領事官は其の職務執行の爲め隨時に日本内地を旅行し得べきことを、

第二條に於て日本と歐羅巴中の或る國との間に紛争起る場合には、日本政府の囑に應じ合衆國の大統領は友誼的調停を爲し得べきこと、及米國軍艦は航海中の日本船に對し中立義務に違反せざる限り友誼的援助を爲し得べく、又日本船舶に對し諸外國の港に駐在する米國領事は當該國法律の許す限り友誼的援助を爲し得べきことを、

第三條に於て神奈川條約による下田、箱館兩港の外神奈川、長崎、新潟、兵庫を開港すべく、而して神奈川及長崎は安政五年三月より起算し十五箇月後、即ち西曆一八五九年七月四日（安政六年六月五日）より、新潟は右三月より凡二十箇月後即ち西曆一八六〇年一月一日（安政六年十二月九日）より、兵庫は同三月より凡五十六箇月後、即ち西曆一八六三年一月一日（文久二年十一月十二日）より開港すべく、又神奈川を開きたる後六箇月後には下田を開鎖すべきこと、而して米國人は是等開港内一定地區内に於て居留を許さるる（may permanently reside）土地を賃借し、建物を買入れ、且住宅及倉庫を建築することを得べく、尤も右住宅及倉庫建築の場合には要害の場所（no fortification or place of military strength）を建設せざらしむる爲め日本の官吏は之を檢分すべきこと、米國人の建物を建設し得べき土地は、地方官米國領事と協議決定すべく、右協議不可能なる場合に於ては日本政府と米國外交代表者之を處置すべきことを規定し、

更に前記五港の外、江戸を安政五年三月より凡四十四箇月の後即ち西曆一八六二年一月一日（文久元年十二月二日）より、大阪を同三月より凡五十六箇月の後即ち西曆一八六三年一月一日（文久二年十一月十二日）より開市すべきこと、而して米國人は兩市に於て居留は許されざるも商賣を爲し得べく、又之が爲め一定地區内に於て家屋を賃借し得べきことを規定した。

次いで同條に於て日米兩國人民は相互間に相互間に政府の干渉なく如何なる物品と雖も賣買し得べく、尤も米國人は

軍用諸物品を日本役所以外に賣渡すべからざること、米及麥は日本駐在の米國人並に寄港の船舶乗組員及旅客の糧食用の爲めにのみ買入れ得べきこと、銅は餘分あれば日本役所に於て入札を以て拂渡すべきこと及本邦在留米國人は日本人を雇入れ得べきことを規定した。

第四條に於て日本に於ける輸出入物品に對しては附屬別冊の通り運上を納むべきことを規定し、

貿易章程七則中に於て輸入品は第一類、貨幣及家財等無税、第二類、船舶用具、パン及パン粉、生たる鳥獸、石炭、建築用材木、米、粳、蒸氣器械、亞鉛、鉛錫、生糸は從價五分、第三類、蒸溜又は釀造したる酒類は三割五分、第四類、其の他の物品は二割と定め、輸出税は總て從價五分とし、右輸出入税率は開港五箇年後に日本政府の要求により之を改訂し得べきものとし、

更に第四條中に於て積荷價格に詐欺ありと認められたる場合には日本税關に於て之を買上げ得べきこと、及米國海軍用品は神奈川、長崎、箱館内に陸揚げ特別倉庫にて保管し得べく、右保管貨物は市場に賣渡さる場合の外關稅納付するを要せざること、阿片の輸入は嚴禁せられ三斤以上の阿片を持ち來たる場合に其の超過量は日本官吏に於て沒收すべきこと、輸入貨物にして關稅納付済のものは日本内地に於て何等課税を受けざるべきこと、並に米國人の輸入する貨物は協定税目により日本船又は他國商船にて輸入する貨物と同様の關稅を課すべきことを規定し、

第五條に於ては外國諸貨幣は其の儘日本に於て同種類同量にて通用し得べく、又無手数料にて同種類同量の日本貨幣に換算を許さるべきこと、又日本諸貨幣は銅錢を除く外海外に輸出するを得べく外國の金銀貨幣も亦同様なるべきことを規定し、

第六條に於て日本人に對し法を犯したる亞米利加人は亞米利加コンシユルの亞米利加法度を以て罰すべく、亞米利加人に對し法を犯したる日本人は日本役人糺の上日本の法度を以て罰すべし、日本奉行所亞米利加コンシユル裁判所

は雙方商人通債等の事をも公けに取扱ふべきこと (The Consular Courts shall be open to Japanese creditors, to enable them to recover their just claims against American citizens, and the Japanese Courts shall in like manner be open to American citizens, for the recovery of their just claims against Japanese.) 及米國人が條約の規定に違反する場合には米國領事へ出訴せらるべく又右に其く沒收品及過料は日本官吏に引渡さるべきを、

第七條に於て神奈川・箱館・兵庫・長崎に於ける遊歩規程を定め、右の内兵庫に付ては京都を距る事十里の地へは亞米利加人立入るべからざることと特記し、新潟に於ける遊歩規定に付ては後定にむべきこと、又遊歩規程に拘らず重罪を犯せる米國人は居留地より一里以外に旅行し得ざること及本邦官憲は米國領事に申出で之を國外に退去せしめ得べきことを、

第八條に於て日本に在る亞米利加人は信教禮拜の自由を有すると共に亞米利加人も亦日本人の禮拜を妨げ又堂宮を毀傷するなきこと、又「雙方の人民互に宗旨に付ての爭論あるべからず日本長崎役所に於て蹈繪の仕來は既に廢せり」と定め、

第九條に於て犯罪人引渡しに關する規定を設け、

第十條に於て日本政府は合衆國へ中立義務に違反せざる限り軍艦、蒸氣船、商船、鯨漁船、大砲、軍用器其の他の軍需品を買入、又製作を注文し得べきこと及其國の學者及海陸軍士官、技師、船夫を雇傭し得べきことを、

第十一條に於て本條約附屬の貿易章程により日本への輸出入を律すべきことを、

第十二條に於て安政元年三月調印の神奈川條約中本條約の規定に齟齬する點は廢棄せられ、同四年五月調印下田條約は本條約により廢棄せられ、更に兩國政府は本條約の規定を完全ならしむる爲め更に談判を爲し得べきことを、

第十三條に於て今より凡百七十一箇月後、即ち一八七二年七月四日（明治五年五月二十六日）以後雙方共一箇年の豫告を以て前記神奈川條約の殘存せる部分並に本條約及附屬規程に對し實驗上必要ある修正を爲す爲め協議し得べきことを、

第十四條に於て本條約は安政六年六月五日即ち一八五九年七月四日より之を實施すべく右實施以前に華盛頓に於て批准交換を爲すべきこと、尤も已むを得ざる事情により批准行はれざる場合には本條約は批准交換を俟たず前記期日より實施すべきこと、最後に本條約正本は日本語、英語、蘭語にて各四通を作成し蘭語正本を以て決定文と爲すべきことを定めた。

附屬貿易章程 而して附屬貿易章程第一則に於ては船舶入港規定を、第二則及第三則に於て税關規則を、第四則に於て船舶出港規則を、第五則に於て税關規則に違反せる者は其の都度百二十五弗の過料を税關に納むべきことを、第六則に於て船舶の噸税は入港毎に十五弗、出港毎に七弗を課すべきことを、第七則に於て前記の通り輸出入貨物に對する關税を規定した。

蓋し本條約協定税率に關する第四條、治外法權附與に關する第六條及最惠國待遇に關する神奈川條約第九條の規定は本邦明治以後に於ける條約改正史上最も重要な關係を有するものであるが安政諸條約締結當時に於ては本條約中開港及貿易の自由に關する第三條こそ最も物議を醸したところである。本邦側全權に於てはハリス全權より右五港以外開港場として平戸・京都・品川及日本海方面に二港を求めたのに對し之を峻拒し、又江戸及大阪に付ては單なる開市場として外國人に對し居住を許さず單に貿易の爲め家屋の借入れのみを許すことに譲歩したのである。貿易の自由に付ても開港開市場に於ける一定區域内にのみ之を限定し、外國人が内地に入り直接日本人と賣買取引を爲すことは絶對に拒否せるものである。又第二條米國の居中調停に關する規定は英佛等が日本に對し不當なる要求を爲すことある

場合に於て多大の効果あるものと信じたのである。

更に安政假條約締結交渉の際ハリスより我方に提議せる日米修好通商條約案第十一條には一八六八年米清開天津條約追加條款第六條同様に米國本邦臣民及本邦船舶に對し最惠國待遇附與を規定したが、本邦全權は斯かる規定は本邦人等の米國へ赴くもの少なく、又右は政府の好まなかつた所なので不用であるとして削除を申出でた。今日より見れば驚くべき無見識である。

新見豊前守の渡米 尙本條約は前記の如く 天皇の勅許あらせられなかつたにも拘らず井伊大老に於て條約規定第十四條通り批准書交換の手續が進められ、之が爲め安政六年（一八五九年）九月十三日外國奉行兼神奈川奉行新見豊前守を正使とし、勘定奉行兼外國奉行箱館奉行村垣淡路守を副使とし、目付小栗又一（豊後守）を立合として任命せられ、同使節一行八十四名は安政七年（一八六〇年）正月十八日品川灣に碇泊せる米國軍艦ポーハタン（Powhatan）に乘込み二十二日出帆桑港、巴奈馬を経汽車にて地峽横斷更に米艦ローノック號にて北上閏三月二十五日華盛頓に無事到着の上同月二十八日大統領に謁見、四月三日（一八六〇年五月二十二日）批准書交換を了し、米國政府より國賓として非常な歓迎を受け四月二十日米艦ナイヤガラ號にて華盛頓發希望峯經由九月二十八日無事江戸に歸着した。尤も本假條約は前記第十四條の規定により批准交換の如何に拘らず安政六年六月五日（一八五九年七月四日）より實施せられた譯である。

註1 文部省概觀維新史一七二頁

2 大日本維新史料第三編ノ一、三二七

3 同右第三編ノ三、三二五頁岩倉具視時務策參照

第二款 和蘭との長崎、江戸兩條約

日蘭追加條約・米國外交代表總領事ハリスが安政四年五月二十六日（一八五七年六月十七日）下田に於て日本國米利堅合衆國條約を調印した後和蘭外交代表クルチウスは新來の米國に許した特典を永年の交誼ある和蘭に許されないとは無之次第とし再び新條約の調印を主張した。日本政府に於て容易に之に同意し、同年八月二十九日（一八五七年十月十六日）長崎に於て「日本和蘭兩國全權追加條約」なるものが調印せられた。右は安政二年十二月二十三日調印の「日本國和蘭國條約」の追加とも云ふべきものであつて先方側全權は同様和蘭領事官ドンクル・クルチウスが日本側は勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾石見守、御目付岩瀬伊賀守が調印して居る。

同條約本文は第一條乃至第四十條より成り之に談判添書と公文とが附屬して居る。本追加條約の目的とするところは安政二年の日蘭條約に安政四年の日米下田條約の規定を取り入れるにあつたが、其の内容を検するに出島に於ける從來に於ける貿易規則を緩和し漸次貿易自由の傾向に進んで居る。

即ち第六條に於て輸入の物品に對しては會所にて買上げの場合の外入札拂及相對拂とも當分の中從價三割五分關稅を支拂ひ漸次輸出入及通過稅率を定むべきことを、

第九條にて從來の賣込商人以外のものにて出島にて自由に商品を買賣し得べく、更に箱館にては輸入商品の自由賣買の爲め取引市場を設くべきことを規定し、

第十二條に於て「グルデン」は日本銀六匁二分五厘（即ち一分銀約〇、四一七）の相場を以て換算すべきこと、

第十五條に於て日本通貨の輸出は禁止せらるべきこと、

第十六條に於て米・大麥・小麥・大豆・小豆・石炭・美濃紙・半紙・書籍地圖及銅器類は會所取引の外商人より賣渡すことを得ざること、

第二十四條に於て密賣買等行はるる場合に於ては日本人は國法を以て處罰し、和蘭人は其の荷物残らず會所へ取上ぐべきこと、

第三十九條に於て外國政府と取極る一切の權利特權は之を和蘭人に許すべきこと、但し其の地の法度に從ふべきことを規定した。

又附屬公文中に於て「踏繪は、向後相廢するといへ共、キリスト敎法を傳へ、并キリスト宗門其他外國宗門之書籍畫并像、日本へ輸入する儀は不相成事」に定めた。

蓋し前記第十六條は第六條に關する規定と關聯し間接に長崎に於て或程度迄個人取引を承認したものであり、第二十四條は屬人法的見解の下に和蘭人に對する治外法權を更に確認したるものであり、又第三十九條により和蘭人が最惠國條款に均霑せんとする場合には右均霑すべき特許に附隨する國法違由の條件に服従しなければならぬことを明かにしたものである。附屬公文により開國後に於て日本は依然耶穌敎嚴禁主義を堅持したものと注意を要するところである。尙本追加條約は安政五年の條約の效力發生と同時に其の效力を失ふことを規定した。

日蘭修好通商航海條約 次いで和蘭は安政五年六月十九日ハリス全權の苦心劃策の結果江戸に於て所謂安政假條約を調印せらるるや、逸早く出島に於ける外交代表領事クルチウスより再び多年に亘る特別關係を理由として日蘭間に同様の修好通商航海條約締結の希望を述べた。幕府當局に於ては依然何等の遲疑なく之に應じ同年七月十日江戸に於て日蘭安政假條約が調印せられた。先方全權は前記和蘭國外交代表領事ドンクル・クルチウス、日本側全權は長崎在勤の目付永井玄蕃頭、同上岡部駿河守（長常）及目付岩瀬肥後守の三人である。

同條約は第一條乃至第十條より成り之に日米條約同様貿易章程及附屬税目を附屬せしめて居る。

其の内容中稍々日米條約と異なる點を掲ぐれば、第二條六項に於て「阿蘭陀人日本語或は日本術藝を學たき望あらは阿蘭陀高官の願に依て日本奉行所より人柄を撰ひ開きたる港に於て傳授せしむる事妨なし」云々と定め、第九條に於て「外國人民に免許ある廉は悉く阿蘭陀人へも直に差許すへし」と最惠國待遇を重修して居る。尤も同條第二項日本正文中には「此書面に載さる事は其場所の規定に循ふへし」なる一句あるも和蘭正文に見當らず。蓋し右第二項の意義は本條約規定以外事項に付ては在留和蘭人は本邦の領土主權に従ふべきを明かにしたものと云ひ得べきに付故と蘭正文中より削除したものと認められる。

次に附屬貿易章程中日米條約附屬と稍異なるは其第六則に於て噸税を定むるに當り弗に代へるに蘭貨を以てし、例へば一船の入港手數料が日米條約に於ては十五弗とあつたものを三十八「グルデン」二十五「セント」と記入して居る。

第三款 露國との長崎、江戸兩條約

日魯追加條約 和蘭に次ぎ安政四年九月七日（一八五七年十月二十四日露十月十二日）長崎に於て露國との間に「日本國魯西亞國追加條約」なるものを調印した。先方全權は依然プーチヤチン Evfemi Vasileoitch Putiatin 提督で、本邦側は勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾石見守及御目付岩瀬伊賀守である。

而して其の内容は安政四年下田で調印の日米條約及同四年八月長崎に於て調印の日蘭追加條約に類似するものであるが、第一條乃至第二十八條に成つて居り、主として箱館、長崎兩港に入港する露西亞船舶への物品の供給に關する規定を設けたのであり貿易自由の範圍を漸次擴張して居る。

即ち其の第九條に於て「公賣或は私賣にて賣たる荷物の運上は新に運上規則を取極候迄は是迄の通り三分五釐（從價三割五分の意）の運上を相收め可申事」と定め、

第七條に於て露西亞商人より日本人の買取たる品物並に日本人より露西亞商人に其の代りとして渡したる品物は運上所を經由せしむる外は運上所にて日本人と露西亞商人との商賣向に一切關係すべからざることを規定し、

第九條三項に於て露西亞商人は商品を展示し得、日本官憲は之を買入れに來る日本商人を制限することを得ずと規定し、

第十條に於て「總て公賣にて賣捌きたる荷物は其の代金の拂方を運上所にて引受可申、乍去私賣にて賣捌きたる荷物の代金は引受不申候、尤此事に付差起候訴訟は領事官と共に其情實を糺し裁判致し可申候」と規定し、

第十二條に於て、買入れたる荷物等を決算する爲め露西亞或は外國の貨幣と日本金銀の「一分」と同量を以て交換し右吹替入費として別に百分の六を差出すべきこと、及「メキシコ」弗一枚は和蘭銀貨「ニフロリン」（「グルデン」半、露西亞貨幣「ルーブル」三十五「コペック」と換算し得べきことを定め、

第十三條に於て、總て武器類は日本政府への外は一切賣渡さざること、

又第二十一條に於て、露西亞船舶開港場に於て密商したる場合に於ては其の品物を沒收し開港場以外に於て密商したる場合其の船舶を沒收すべきこと、尤も右に付ては改めて日本當局に於て露西亞領事と協議すべきことを規定し、

第二十六條に於て「總て開化の國にて遵守する局外中立の條理に由り交戦の兩國局外國の港に在ては其敵船を攻撃する事能はされは魯西亞と外國と戦争ある時に當り魯西亞の軍艦は日本國內に滯留する敵船を攻撃致す間敷事を、

第二十七條に於て日本國に常住或は一時滯住する露西亞人は其の妻子眷屬を同伴し得べきことを規定して居る。

蓋し露西亞は日本の隣接國である關係上既に米國及和蘭に許した以上に個人取引の範圍擴張を承認したものである。尙本追加條約は和蘭の場合と等しく後述安政五年の條約實施と同時に其の效力を失つたものである。

日魯修好通商條約 然るに安政五年六月十九日米國との間に更に廣範圍の修好通商條約調印せられたに付ては露西亞との間にも同年七月十一日（一八五八年八月十九日露八月七日）即ち和蘭より僅かに一日後れて「日本國魯西亞國修好通商條約」が調印せられた。本邦側全權は目付永井玄蕃頭（尙志）、箱館奉行井上信濃守（清直）、目付堀織部正（利忠）、目付岩瀬肥後守（忠震）、目付津田半三郎（正路）の五人であり、露西亞側全權は依然としてブーチャン提督である。

同條約は第一條乃至第十四條より成り之に日米條約同様貿易章程及協定税目を附屬せしめ居る。

其の内容は日米條約と殆ど等しく稍々其の規定を異にするは第八條末項に於て「寺社及休息所を除くの外凡て城堡役所及門ある所へ招なくして來り訪へからず」と規定し、第九條に於て「雙方國人品物を賣買する事總て障なく兩國の役人は是に立合はず」と規定すると共に更に「此個條は條約取行ふ時國中に觸渡すへし」と特に規定し、

第十四條第一項に於て「雙方國人の爭論ある時は兩國の役人吟味を遂げ日本人罪ある時は日本役所にて之を罰し、魯西亞人罪ある時は其國のコンシュルより之を罰する事總て下田條約に定めし如し」と刑事事件に關し被告國籍主義を明確に規定し更に同條第二項に於て露西亞犯罪人の引渡しに關する規定を定め、第三項に於て露西亞領事館の設置なき港に於て罪科を犯した露西亞人は日本の役人捕押へ最寄の領事に之を引渡し處罰を受くべきことを、又末項に於て此の條約中の規定並別冊に記せる所の法則を犯すに於ては露西亞コンシュル裁斷所へ申渡し同所に於て吟味の上取上品並に過料は之を日本役所に差出すべしと規定して居る。即ち一般行政及關稅規則違反の場合に於て露西亞人の裁判權を同國領事官に委任して居るのは注意を要するところである。尤も第十六條に於て「此後他國の者に許容せる廉

は猶豫なく魯西亞國へも免すへし、露西亞國に於ての日本人も同様たるへし」と相互的に最惠國條款を規定したのは他國と締結せる條約に見ないところであるが、蓋し幕府當局に於ては露西亞は他の諸國と違ひ其の領土内に於て在留日本人が少なくない爲め斯かる相互的規定を挿入するの必要あることを認めたものと考へ得る。尙本條約は安政六年七月十日（一八五九年八月二十日露八月八日）批准書交換を見た。

第四款 英國との江戸條約

日英修好通商條約 間もなく安政五年七月十八日（一八五八年八月二十六日）英國との間に日本國大不列顛國修好通商條約調印せられ、最後に同年九月三日（一八五八年十月九日）佛國との間に「日本國佛蘭西國修好通商條約」が調印せられた。之より先安政三年七月八日長崎和蘭公館長クルチウスは香港總督ボウリング Sir John Bowring の意向を受け幕府に對し書面を以て英國等との間に通商條約締結すべきを勸告し否らざる場合には是等諸外國は現に獨占的通商權を有する和蘭及支那が之れを妨害するものと邪推し和蘭を困難なる地位に陥らしむべきにより和蘭政府は幕府の依頼に繋る軍艦兵器等の調達にも應じ難しと迄進言した。依て老中筆頭阿部伊勢守は長崎奉行等と右に對する方針を協議したことがあつた。尤もボウリングは長髮賊の亂の爲め通商條約締結の目的を以て日本に來ることなくして止んだ。

然るに英佛同盟軍は安政五年五月三十日天津を占領し、北京攻撃となり清國は遂に屈して和を乞ひ一八五八年六月二十六日（安政五年五月十六日）天津條約が英佛との間に調印せられることとなつた。同條約に於ける英國全權印度總督エルジン卿 Earl of Elgin and Kincardine は同條約批准交換期は調印後一ヶ年後となつて居たので其間に日本との間に改訂修好通商航海條約を調印すべき旨の訓令を本國より受けた。乃ちエルジン卿はフューリアス Furious

外二艦及英皇室より將軍へ寄贈の快遊船エンペラー（後蟠龍艦と改稱せらる）を率ゐ安政五年六月二十二日（一八五八年八月一日）上海を發し長崎經由、品川に到着將軍に謁見を求めた。將軍家茂は病氣の故を以て之を謝絶したが開老之れに代つて引見し改訂條約調印方を應諾した。

右改訂條約は本邦側「帝國大日本大君」の代表として水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀬肥後守、津田半三郎任命せられ、英國側「貌利太尼亞及意而蘭士の女王」の代表として「エルギン・エンド・キンカルデネ」任命江戸に於て調印せられた。

其の内容は第一條乃至第二十四條より成り日米條約と大同小異なるも其の多少異るところは

第四條に於て、日本大君の領土内に居住する一切の英國人民相互間に財産又は身分上の權利に關し起る一切の事件は英國官憲の管轄に屬すべしと規定し、

第六條に於て、日英兩國人間の紛議は一切英國領事官に於て調停に任すべく、若し調停不可能なる場合には英國領事官は日本官憲の援助を乞ひ兩者協力の上衡平なる決定を爲すべきことを、

第七條に於て、兩國商人他方に對し債務を果さざる場合又は債務を履行せずして逃亡する場合には各々其の債務者の屬する國の官憲債權を回收せしむるが爲め處置すべく、尤も兩國官憲共右債務を辨濟するの義務なきことを、

第十條に於て、外國貨幣は日本に於て日本貨幣と等しく同種同量を以て通用すべきこと、尤も當分日本人は外國の貨幣に慣れざるに付、開港の後一箇年の間各開港に於ける日本官署は英國人の希望により外國貨幣を無割引にて日本貨幣に引替ゆべことを、

第十一條に於て、英國海軍用品を神奈川、長崎及箱館に陸揚保管し得べく、右に對しては關稅を納付するを要せざることを、

第十八條に於て日本官憲は開港に於て密商奸曲を妨ぐ爲め適當とする規則を制定し得べきことを、

第十九條に於て本條約により取上げたる過料及沒收品は一切日本官憲に屬すべきことを、

第二十三條に於て日本政府より向後外國の政府及臣民に許すことある一初の殊典は、英國政府國民にも許與すべきことを規定して居る。

又附屬貿易章程は日米條約の夫に等しきも大に注意すべきは其の第七則輸入協定稅目第二類從價五分稅品中に綿及羊毛織物を加へて居り（日米條約によれば從價二割）又右附屬輸出稅目を規定せる末尾に於て神奈川開港後五ヶ年に至らば日本側のみならず兩國政府孰れか一方の希望により之を改正し得べきを規定して居る。本條約は安政六年六月十二日（一八五九年七月十一日）江戸に於て批准書交換を了り、效力を發したのである。

第五款 佛國との江戸條約

日佛修好通商條約 最後に安政五年九月三日（一八五八年十月九日）江戸に於て調印せられた日本國佛蘭西國修好通商條約は先方側に於てはジャン・バプチステ・ルイ・グロレ Sieur Jean-Baptiste-Louis Baron Gros 本邦側に於ては水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀬肥後守、野々山鉦藏全權として調印して居る。

先づ其の前文に於て「佛蘭西皇帝と日本大君（Sa Majeste l'Empereur du Japon）と信誼を結び兩國の人民交易を通し其の交際の永く替らすして兩國の爲利益ある交易の條約を定ん」と欲する爲め本條約を締結せる旨を掲げ、本文は第一條乃至第二十二條迄と成つて居るが、其の中日米條約と異るところは、

第三條に於て佛國人の占有すべき家屋及倉庫の建築用地並に港則是日本官吏と佛蘭西領事と協議の上定むべきこと、若し右の間に協議決定し難き時は佛國公使と日本政府との間に協定すべきこと、即ち日米條約等に於ける如く港

則の決定は日本政府單獨にて定むべからざることとなり居り、

第五條に於て日本に在る佛蘭西人間の財産及身上に關する爭論は佛國領事の管轄權に屬すべきことを規定し、

第六條及第七條に於て日英條約第五條、第六條と同様領事裁判權附與に關し明確なる規定を設け、

第八條に於て日本人は佛國人民より買取りたる一切の物品を賣買し所持し得べしと、取引自由の原則を一層明確にし、

第九條に於て佛國外交代表者は日本政府の任命する官吏と協議の上開港場に於て本條約附屬貿易規則の實行に必要なる各種細則を定め得べきことを、

第十三條に於て佛蘭西人が日本開港へ輸入せる物品にして規定の關稅が支拂はれたる上は日本人之を國中に持込む場合に於て何等の課稅を取立つべからざること、

第十九條に於て「以後何事にても外國人へ免許したる事は佛蘭西政府又は佛蘭西人へも同様に免許あるへし」なる字句を以て最惠國待遇を規定し、

第二十條に於て條約の改訂に關し今より凡そ十四箇年の後に於て此取極めたる條約の内改むることあれば日本政府又は佛蘭西政府より一年前に知らせ置き雙方談判の上改むべしと規定し、

第二十一條に於て佛蘭西公使及領事より日本官吏に送るべき書面は佛蘭西文を以てすべく、尤も日本官吏に於て右公文を容易に解せしむる爲め五ヶ年間は日本語の譯文を添付すべきことを、

第二十二條に於て本條約の正文は日佛文の外和蘭語の譯文を添へたること、若し條約に解し難き事あらば右蘭文を以て證とすべきこと、右蘭正文は其の根本に於て日本と米英及露國との間に調印したる條約に添付の和蘭語譯文と同義なること、並に本條約批准書交換済まずとも安政六年七月十七日（一八五九年八月十五日）より實施すべきを規定し

て居る。

尙其後安政六年九月二十二日（一八五九年十月十七日）江戸に於て前記日佛條約第七條及第十九條の解釋に關する宣言が調印せられた。右宣言書中に於て第七條及第十九條に關する蘭正文の文意徹底せざるところあるも日佛條約第七條は日英條約第六條と又日佛第十九條は日英條約第二十三條と其の意義同様なることを明かにして居る。

日佛條約附屬貿易章程は第一則より第七則迄に成つて居り全然日英條約の夫れに等しい。尙日佛條約も亦上記米、蘭、露、英との諸條約と等しく京都朝廷の同意なくして幕府當局の調印したものであるが、其後安政六年八月二十六日（一八五九年九月二十二日）江戸に於て批准書交換を見た。

斯くて米蘭露英佛との所謂安政五ヶ國假條約は井伊大老の勇斷により國際情勢上止むなしとし違勅の儘國內の大反對を豫期して安政五年六月十九日乃至九月三日の間に調印せられ、翌安政六年六月五日乃至同七月十七日より實施せられたものであるが、右幕府當局が調印を急いだ所以はハリスよりの勸説に由るものと云ふべく、而して幕府當局が右ハリスの勸告に動かされた所以のものは、英佛同盟軍が武力を以て清國を屈服せしめ、後大學多數の軍艦を率ひて日本に來航し條約締結を強迫すべく、其の結果は米國との條約に比し甚だ不利な條約に調印しなければならぬと考へたに由るものと言はざるを得ない。

安政諸條約と天津條約 然らば前記安政諸條約の規定は天津條約の諸規定と比し如何なる程度に於て我に有利であつたかを見るに

元來安政五ヶ國條約の特色たる

(一) 治外法權の許與

(二) 片務的關稅協定の許與並に

(三) 開港場の増加及

(四) 開港場内に於ける個人取引の自由承認

の四點に付ては安政五ヶ國條約と英佛米露が清國と締結せる天津條約との間に根本的差異がないのであるが但左記の點に付ては其の有利なることを認め得る。

(一) 安政諸條約附屬協定税目は物品の性質により従價五分乃至三割五分による差等關稅を採つたのに對し、天津條約の夫れは一八四三年（天保十四年）十月八日の英清間の南京條約追加條約同様従價五分の均一稅を採用し更に銀價騰貴の率に應じ現實従價五分に輕減改訂せるものである。

(二) 更に天津條約に於て清國は其の國家獨立主權の上に

(1) 耶蘇教の内地布教の自由（英清條約第八條及佛清條約第十三條）

(2) 商業上の目的の爲めにする外國人に對する内地旅行自由（英清條約第九條）

(3) 居留地及其附近に於ける外國人工業經營の自由（清佛條約第七條）及

(4) 內國人間の組合及獨占による通商の制限の禁止（清佛條約第十四條）の如き制限を受けて居る。

是等天津條約中の諸規定が後年清國と列國との間に安政諸條約の規定にも増して種々紛争の原因となつたことは争ふべからざる事實である。

又上記安政假條約の天津條約に比し我に採り有利なりし點の中最大なるもの即ち片務的協定稅率が天津條約の夫よりも比較的高率なる差等關稅なりしことも、後に述ぶるが如く安政假條約の違勅調印の結果として生じた國內に於ける鎖國攘夷黨の激成、延て下の關砲撃、兵庫不開港等による諸外國との紛争の結果慶應元年十一月十四日條約勅許の機會に協定關稅を天津條約の夫れの如く従價五分を基礎として改訂することを餘儀なく承諾し、終に慶應二年五月十

三日（一八六六年六月二十五日）下の關砲撃參加國たる英米佛蘭四國との間に江戸改稅約書の調印となつた。

尙安政假條約の規定中外國の輸出入品に對し内地通過稅を課すべからざること（日米條約第四條第六項等）は天津條約以上に本邦の國家主權の上に受けた拘束であるが、右は却て本邦に於ける外國貿易を増進産業發達を來たす間接の原因となつた。

第四節 江戸改稅約書締結顛末

第一款 安政假條約調印後慶應改稅約書調印に至る間の幕府の

對外交渉

外國使臣の江戸駐割 井伊大老は勅許を俟たずして安政五年六月十九日より同年九月三日（一八五八年七月二十九日乃至一八五八年十月九日）迄の間に於て米・蘭・露・英・佛五ヶ國との間に修好通商條約に調印した。所謂安政五ヶ國條約である。右の五ヶ國條約は安政六年六月五日（一八五九年七月四日）以後實施せられ神奈川・長崎・箱館三港の開港等に關する規定は兎に角施行を見た。而して是等諸條約の批准書交換も安政六年六月十二日乃至萬延元年四月三日（一八五九年七月十一日乃至一八六〇年五月二十二日）の間に於て完了した。尤も幕府は朝廷側の意向を憚つて條約實施後外國使臣の江戸駐割を數ヶ年延期せしめ様としたが、固より列國の肯諾を得られなかつた。米・英・佛・露・蘭諸國は夫々外交代表を任命した。即ち英國政府は安政五年十一月廣東領事オールロッキ Ruthenford Alcock を駐日代理公使兼總領事に任命し同五月二十六日品川着六月四日高輪東禪寺に假公使館を設け、米國政府はハリス總領事を辦理公使に昇進せしめ下田玉泉寺より麻布善福寺に移らしめ之を安政六年六月八日假米國公使館とした。